

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

「標準的な運賃」の届け出について (※重要)

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」は、令和6年4月より時間外労働時間の上限規制（960時間／年）の適用を踏まえ、全てのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、ドライバーの長時間労働、低賃金の改善・ドライバー不足の解消を図り、持続的に安定した輸送力を確保するための措置であります。

また、改正貨物自動車運送事業法では、発・着荷主の都合による長い荷待ち時間や労働時間のルールが守れないような輸送依頼をなくすことが強く求められており、荷主によるトラック運送事業者への配慮義務が設けられたほか、疑いのある荷主に対し、関係行政機関が連携して、働きかけを行うことができるようになりました。

そのため、国土交通省やトラック協会では、荷主の皆様へ要請やパンフレットの配布等による周知を行っているところです。（沖縄では約5千社の荷主へ発送）

会員事業者の皆様におかれましては「標準的な運賃」告示の趣旨を踏まえるとともに、令和5年度までの時限措置の延長の必要性が生じた場合は時限延長要請を行うことも考えられることから、是非、多くの会員事業者の皆様が「標準的な運賃」の届け出を行っていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

※届け出に必要な書式一式と記入例を添付しております。また、沖縄県トラック協会のホームページにも書式のデータを掲載しておりますので是非ご活用ください。

掲載場所

沖縄県トラック協会ホームページトップページ→「標準的な運賃」をクリック！

(提出先) 内閣府沖縄総合事務局陸運事務所 輸送部門 2階

TEL 098-877-5140

(問い合わせ先) 内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課

TEL 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280